

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞（JAバンク退職者向け金利上乘せ定期貯金） 【3・5年もの】

(2022年4月1日現在)

商品名	退職金プラス年金定期貯金 My Life プラス (マイライフプラス)
販売期間	2022年4月1日～2023年3月31日
ご利用いただける方	退職金のお受取りから1年以内の個人の方で、JAに年金振込をご指定の方（予約含む）または、JAで給与振込をご指定の方
期間	・ 定型方式 3年、5年 ・ 非自動継続の取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 300万円以上、退職金の範囲内 ただし、新規のお預入れに限り300万円まで退職金支給額を超えたお預入れが可能です。 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。 ・ 一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。一部支払い後の残高が300万円以上になるようお手続き下さい。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入期間3年 預入時のスーパー定期貯金3年ものの店頭表示利率に0.20%上乘せした利率を満期日まで適用します。 ・ 預入期間5年 預入時のスーパー定期貯金5年ものの店頭表示利率に0.20%上乘せした利率を満期日まで適用します。 ・ 約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6か月ごとの複利計算とします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・ 金利については窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が3年の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% (2) 約定した預入期間が5年の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年6か月未満 約定利率×10% ③ 1年6か月以上3年未満 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 約定利率×30% ⑤ 4年以上5年未満 約定利率×60%
貯金保険制度（公的制度）	・ 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および 紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部（電話：0595-24-5111代）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※</p> <p>※ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。 ・窓口のみでのお取扱いとなります。 ・お一人様一回の利用に限らせていただきます。 ・満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・申込時には、原則、「退職所得の源泉徴収票」など退職金受取金額および退職日が確認できる書類（写）をご提示いただきます。 ・定期貯金の預入期間中は継続して当ＪＡで年金（予約を含む）をお受取りいただくことが条件となります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

ＪＡいがふるさと